

みどり市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成18年3月27日

規則第91号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及びみどり市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年みどり市条例第139号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理業の許可)

第2条 条例第12条による一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書2部を市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第3条 一般廃棄物処理業の許可基準は、法第7条第3項、省令第2条の2及び第2条の4に規定するもののほか、収集運搬業にあつては、次に掲げるものとする。

- (1) 収集又は運搬を適確に遂行するに足りる車両を有すること。
- (2) 従業員を各車両ごとに、運転手のほか1人以上配していること。

(許可証の交付)

第4条 市長は、前条に規定する申請者に対し、許可をしたときは、様式第2号による許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証を交付された者(以下「許可業者」という。)は、当該許可証を紛失し、又は損傷したときは、様式第3号により、許可証の再交付を受けなければならない。

(変更の許可等)

第5条 許可業者が、事業の範囲を変更しようとするときは、第2条と同様の許可を得なければならない。

2 許可業者が、事業の全部又は一部を廃止したときは様式第4号により、省令第2条の6に定める事項を変更したときは様式第5号により、当該日から10日以内に市長に届け出なければならない。

(報告)

第6条 一般廃棄物処理業の許可業者は、各月ごとの実績を、翌月10日までに、別に定め

る書式により市長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の笠懸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年笠懸町規則第3号)、大間々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年大間々町規則第4号)又は東村廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成5年東村規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。